

No	資料名等	頁	第1	1	1)	(1)	ア)	質問・意見内容	回答
1	基本協定書	1	第3条					本件における「構成企業」の定義には、SPCに出資をしない企業も含まれるとの認識ですが、3項の書きぶりですと、すべての企業が出資をしなければならないように読めます。出資をしない企業は、構成員にはなれないということでしょうか。	構成企業の定義は入札説明書のとおりです。基本協定書第3条の記載が誤りになりますので、修正いたします。
2	基本協定書	1	第3条	3				「末尾当事者（乙）欄に（構成企業）として記名押印する各社（以下「構成企業」という。）はいずれも必ず事業予定者に出資するものとし」と記載がございますが、入札説明書 第3 3 1)ウ)に「構成企業：SPC から直接業務の受託・請負を予定している企業」と記載されておりますとおり、構成企業の出資は必須ではないと理解しておりますため、修正をお願いできますでしょうか。	※No. 1参照
3	基本協定書	1	第3条	3				<事業予定者の設立にあたり、末尾当事者（乙）欄に（構成企業）として記名押印する各社（以下「構成企業」という。）はいずれも必ず事業予定者に出資するものとし、～>とありますが、入札説明書及び事業契約書(案)の構成企業の定義は、「SPC から直接業務の受託・請負を予定している企業」とあり、必ずしも出資する必要はないと認識しておりますが、基本協定書(案)に記載されている構成企業の定義及び文面は誤記との理解でよろしいでしょうか。	※No. 1参照
4	基本協定書	3	第6条	3				入札参加資格の喪失により違約金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
5	基本協定書	3	第6条	3	(1)			独禁法違反及び談合等により違約金が課されると記載されておりますが、これに該当するのは本事業に関する事由に限定されるという認識で宜しいでしょうか。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	本事業に限定はしていません。
6	基本協定書	3	第6条	3	(3)			「その他、事由の如何を問わず、甲の指名停止措置を受けたとき」と記載がございますが、指名停止措置は本事業に限定される理解で宜しいでしょうか。	本事業に限定はしていません。
7	基本協定書	3	第6条	3	(3)			「その他、事由の如何を問わず、甲の指名停止措置を受けたとき」と記載がございますが、納期遅延等も含めるとリスクが過大であると考えます。反社に係るものや独禁法違反等の悪質な事由による指名停止に限定して頂けないでしょうか。	事由については、事象を踏まえて、適切に判断する意向です。
8	基本協定書	3	第6条	6				事業契約締結までの違約金が施設整備業務相当額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の20に相当する金額と他の案件と比較しても高い設定となっております。他のPFI案件でも実績の多い施設整備業務相当額の100分の10に変更頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討します。

9	基本協定書	3	第6条	6			応募者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	変更しません。
10	基本協定書	3	第6条	6			「乙は～、甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。」とありますが「帰責事由のある事業者は」と変更していただけますか。	変更しません。
11	基本協定書	4	第10条				「前条の定めにかかわらず、事業契約成立後に、乙のいずれかが第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったとき、甲は、本協定を解除することができるものとする。」と記載されておりますが、「事業契約成立後に」は「事業契約が成立するまでに」の誤りではないでしょうか。なお、事業契約締結後は事業契約の解除条項及び違約金が適用される理解です。	誤りではありません。